

# 働くサイフ

追加型投信／内外／債券



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「働くサイフ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年12月28日に関東財務局長に提出しており、2015年12月29日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年2回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (適時ヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委 託 会 社 名	日興アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月1日
資 本 金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	10兆9,582億円
	(2016年3月末現在)

# ファンドの目的・特色

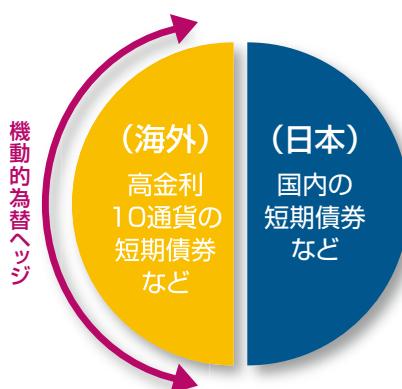
## ファンドの目的

内外の短期債券等を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## ファンドの特色

海外と日本の短期債券などに50%程度ずつ投資を行ない、リスクに配慮しながら資産の安定成長をめざします。

<「働くサイフ」の仕組み(イメージ図)>



為替ヘッジには円高時に為替差損の回避を図れる反面、ヘッジコスト(概ね対象通貨との短期金利差)分、リターンが低くなったり、円安時に為替差益を得られないというデメリットがあります。当ファンドでは、基準価額水準や為替動向などを注視しつつ、機動的に為替ヘッジを行ないます。

1

純資産総額の50%程度は、海外の高金利10通貨の短期債券などに投資します。

「マルチカレンシーファンド クラスA」を通じて投資を行ないます。

- ① 経済協力開発機構(OECD)<sup>\*1</sup>加盟国およびこれらに準ずる国<sup>\*2</sup>の通貨建ての短期債券などに投資します。
- ② 原則として、相対的に高金利の10通貨に均等分散します。
  - 投資通貨の見直しは年2回行ないます。ただし、必要と判断した場合は別のタイミングで一部投資通貨の入替えを行なうことがあります。
  - 原則として、10通貨への投資配分は概ね均等を維持しますが、流動性や金利状況などを勘案して、組入通貨数が10とならない場合や各通貨への投資配分を均等としない場合があります。
- ③ 投資対象債券は、原則として高格付の短期債券とします。
  - 原則として、買付時において長期格付でA格相当以上<sup>\*3</sup>または短期格付でP-2格相当以上の格付が付与されているものに投資します。
  - ※格付は、買付後に変更になる場合があります。
  - 残存期間が1年以内(変動利付債券の場合は10年以内)の債券に投資します。また、ポートフォリオの平均残存期間は180日以内とします。
- ④ 分散投資と機動的な為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をめざします。

\*1 経済協力開発機構(OECD)とは

「財政金融上の安定を維持しながら雇用、生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する」、「発展途上国経済の健全な拡大に寄与する」、「世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献する」などを目的として1961年に発足した機構であり、30カ国を超える国が加盟しています。

\*2 OECD加盟国に準ずる国とは

当ファンドでは、自国通貨建長期債務に対してS&P社よりAマイナス格以上、もしくはムーディーズ社よりA3格以上の格付を取得している国と定義しています。

\*3 S&P社でAマイナス格以上、ムーディーズ社でA3格以上を表します。

## 2

純資産総額の50%程度は、国内の短期債券などに投資します。

「日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)」および「マネー・マーケット・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。

①「日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)」の運用方針

- 国内の短期債券(国債、社債、ABS<sup>\*4</sup>、コマーシャル・ペーパーなど)に投資します。
- 日興債券パフォーマンスインデックス(総合・短期)の動きを上回る投資成果をめざします。
- リスクに配慮した運用を行ないます。

②「マネー・マーケット・マザーファンド」の運用方針

日本の短期金融資産などに投資を行ない、安定運用をめざします。

\*4 ABSとは

資産担保証券(Asset Backed Securities)のこと。住宅や不動産ローン以外の貸付債権を担保に発行された証券であり、代表的なものとしては自動車ローンやクレジットカード債権などを担保に発行された証券があります。

## 3

リスクに配慮した運用を行ないます。

特に【金利リスク】、【信用リスク】および【為替変動リスク】に配慮した運用を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

【金利リスク】

【信用リスク】

【為替変動リスク】

短期債券などに投資し、金利リスクの低減を図ります。

(海外)

- ・ポートフォリオの平均残存期間は180日以内

(日本)

- ・ポートフォリオのデュレーションは3年以内かつベンチマーク比±1年以内

高格付の債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。

(海外)

- ・原則として、買付時において長期格付でA格相当以上または短期格付でP-2格相当以上

(日本)

- ・原則として買付時において投資適格(Baa格相当)以上
  - ・ポートフォリオ全体の平均格付はA格相当以上
- ※格付は、買付後に変更になる場合があります。

通貨分散や為替ヘッジなどにより、為替変動リスクの低減を図ります。

(海外)

- ・原則として10通貨程度に分散
- ・機動的な為替ヘッジの実行

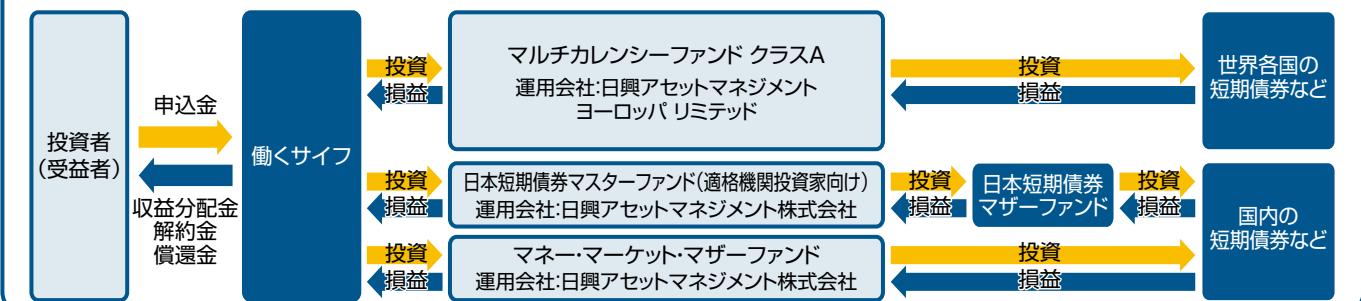
- ◆日本部分を50%程度組み入れることでポートフォリオ全体の為替変動リスクの低減化

\*(日本)については、「日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)」の運用方針を記載しています。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパー、指定金銭信託および公社債(買い現取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券買入れ)による運用に限ります。)以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
- ・ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴なうヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

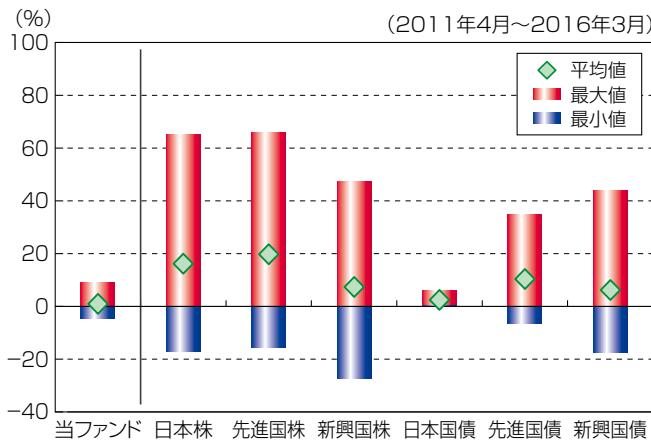
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2016年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### 当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.9%	16.2%	19.8%	7.3%	2.4%	10.4%	6.2%
最大値	9.0%	65.0%	65.7%	47.4%	6.1%	34.9%	43.7%
最小値	-4.7%	-17.0%	-15.6%	-27.4%	0.4%	-6.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

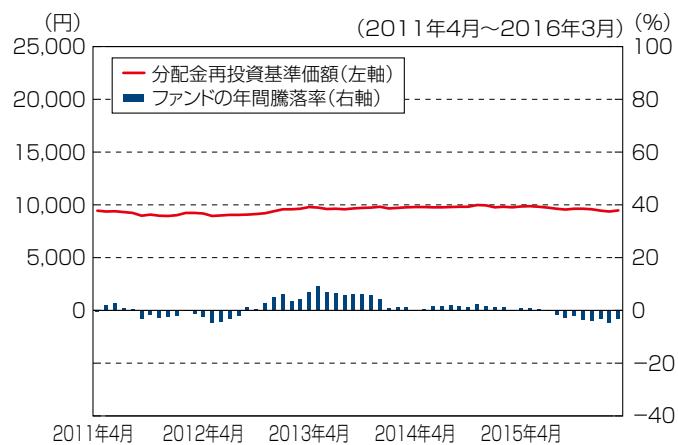
日本国債 …… NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド  
(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2011年4月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額.....9,470円

純資産総額.....1.12億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2014年3月	2014年9月	2015年3月	2015年9月	2016年3月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	192円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

マルチカレンシーファンド クラスA	49.6%
日本短期債券マスターファンド (適格機関投資家向け)	30.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	1.0%
現金その他	18.9%

## 投資対象とする投資信託証券のポートフォリオの内容

## &lt;マルチカレンシーファンド クラスA&gt;

外国通貨別構成比	
韓国ウォン	10.2%
オーストラリアドル	10.1%
メキシコペソ	10.1%
ポーランドズロチ	9.9%
ニュージーランドドル	9.9%
チリペソ	9.9%
ノルウェークローネ	9.8%
トルコリラ	9.8%
イギリスポンド	9.7%
アメリカドル	9.6%
その他	0.9%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

※その他は円などです。

※上記は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ  
リミテッドより提供された情報です。

## &lt;日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)&gt;

\*「日本短期債券マスターファンド(適格機関投資家向け)」が組入れている「日本短期債券マザーファンド」の内容です。

<組入れ上位銘柄>				
種類	銘柄名	利率	償還日	投資比率
国債	第113回利付国債(5年)	0.30%	2018/6/20	48.94%
国債	第360回利付国債(2年)	0.10%	2018/1/15	27.36%
国債	第126回利付国債(5年)	0.10%	2020/12/20	6.13%
社債	第11回株式会社 三井東京UFJ銀行 無担保社債(劣後特約付)	2.28%	2016/10/31	3.06%
社債	第1回明治安田生命2011 基金特定目的会社 特定社債(一般担保付)	1.05%	2016/8/5	3.03%

※比率は日本短期債券マザーファンドの純資産総額比です。

## 年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2016年は、2016年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2015年12月29日から2016年9月26日までとします。 ※当ファンドは、2016年9月28日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英國証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2016年9月28日まで(2006年9月28日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年3月28日、9月28日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.54%(税抜0.5%) 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分(年率)>				
		純資産総額	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	合計	委託会社	
		100億円以下の部分	0.20%	0.50%	0.05%	
		100億円超の部分	0.22%	0.25%	0.03%	
		委託会社	委託した資金の運用の対価			
		販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価			
		受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価			
		※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。				
		投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.1836%(税抜0.18%)程度 ※「マルチカレンシーファンド クラスA」を50%、「日本短期債券マスターファンド (適格機関投資家向け)」を30%組み入れると想定した場合の概算値です。 ※この他に、「マルチカレンシーファンド クラスA」においては、固定報酬がかかります。			
その他の 費用・手数料	実質的な負担	<b>純資産総額に対し年率0.7236%(税抜0.68%)程度</b> ※投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。				
	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた 合計を上限とする額</b> 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。				
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。				

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2016年6月28日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





**nikko am**  
Nikko Asset Management